

公定価格

公定価格について

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

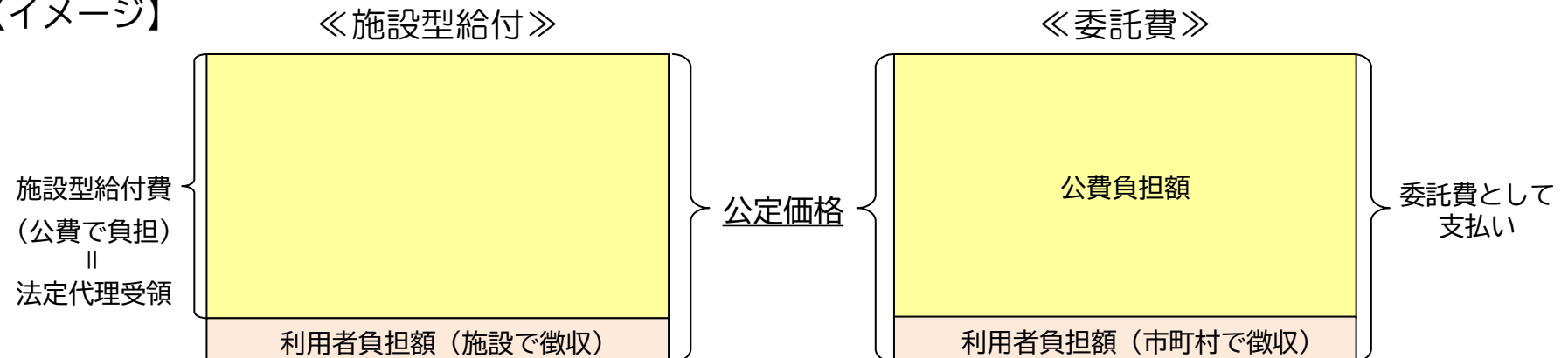
（子ども・子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

※ 市町村が定める利用者負担額のほか、施設による徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用）が可能。ただし、事前説明・同意を要する。

【イメージ】



公定価格について（単価の考え方と算定方法）

- 公定価格は、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分（1～3号）、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額※を勘案して、子ども1人当たりの単価として、設定している。
※人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げ。
- 子ども一人当たりの単価は、共通して適用される「基本分単価」に加え、要件を満たした場合に適用される「加算」・「減算」の仕組みがある。

■基本的な算定方法

基本分単価 + 加算 - 減算



月初日の
在籍子ども数



施設型給付費※や委託費
として支払われる
(月払い)

※施設で徴収する利用者負担額を除いた額

■基本分単価や加算のイメージ

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢 区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ～ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

+

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
処遇改善等加算(区分1及び2)	円 × %
処遇改善等加算(区分3)	円
栄養管理加算	円

-

主な減算(例)	
定員を恒常的に超過する場合	$\alpha \times \square / 100$ 円
土曜日に閉所する場合	$\beta \times \square / 100$ 円

※ α や β は基本分単価や加算の合計額。

公定価格について（基本分単価に含まれる費用）

○ 1号と2・3号の基本分単価は、各施設の制度を踏まえて一部異なるが、基本的に同水準。

（1号）

区 分	内 容
事務費	人件費 (1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当 ③社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医、学校薬剤師手当 ②非常勤職員雇上費(事務職員) ③年休代替要員費
	管理費 <職員の数に比例して積算> 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(保育材料費等)

- ・園 長 1人
- ・教 諭
(配置基準)
3 歳 児 20:1
* 質の改善事項における配置基準の改善(15:1)は、実施している場合の加算として実施
4 歳 児 30:1
* 配置基準の改善(25:1)は、実施している場合の加算として実施
- ・教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定
- ・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)
- ・事務職員 1人
* 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

（2号・3号）

区 分	内 容
事務費	人件費 (1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特業務手当 ②諸手当 ③社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	管理費 <職員の数に比例して積算> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費、保育材料費等)

- ・施設 長 1人
- ・保 育 士
(配置基準)
乳 児 3:1
1、2歳児 6:1
* 1歳児の配置基準の改善(5:1)は、実施している場合の加算として実施
3 歳 児 20:1
* 質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施
4 歳 児 30:1
* 配置基準の改善(25:1)は、実施している場合の加算として実施
- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記のほか、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)
- ・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤職員(3時間)1人を加配
- ・調 理 員 2人(定員40人以下の場合は1人。定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))
- ・事務職員 1人(非常勤)
* 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

公定価格について（加算・調整）

○ 1号（幼稚園）と2・3号（保育所）の加算・調整は以下のとおり。

	1号（幼稚園）	2・3号（保育所）
加算（人件費）	・副園長・教頭配置加算 ・<u>3歳児配置改善加算（20：1→15：1）</u> ・4歳以上児配置改善加算（30：1→25：1） ・満3歳児対応加配加算（6：1） ・講師配置加算 ・チーム保育加配加算 ・通園送迎加算 ・給食実施加算 ・事務職員配置加算 ・事務負担対応加配加算 ・指導充実加配加算 ・主幹教諭等専任加算 ・子育て支援活動費加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・処遇改善等加算（基礎分、賃金改善分、質の向上分）	・<u>3歳児配置改善加算（20：1→15：1）</u> ・4歳以上児配置改善加算（30：1→25：1） ・1歳児配置改善加算（6：1→5：1） ・チーム保育推進加算 ・事務職員雇上費加算 ・高齢者等活躍促進加算 ・主任保育士専任加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・処遇改善等加算（基礎分、賃金改善分、質の向上分）
加算（管理費）	・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・外部監査費加算 ・第三者評価受審加算 ・施設関係者評価加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算	・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・第三者評価受審加算 ・減価償却費加算 ・賃借料加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算
調整	・年齢別配置基準を下回る場合 ・定員を恒常的に超過する場合	・施設長を配置しない場合 ・分園の場合 ・土曜日に閉所する場合 ・定員を恒常的に超過する場合

※1 なお、認定こども園・地域型保育事業所については、施設の特性によって、これと多少異なる

年度	当初予算額 (補正後予算額)	主な改定事項
令和7年度	1,800,177,141千円 (-)	◇ 保育所等における1歳児の職員配置について、6対1から5対1への改善を進める。 ◇ 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。 ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。 ◇ 定員超過減算について、待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。 ◇ 主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。 ◇ 冷暖房費加算について、寒冷地手当法の改正により4級地から級地外となる地域について、激変緩和措置を講じる。
令和6年度	1,661,736,359千円 (1,776,728,988千円)	◇ 4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置を設ける。 ◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善：令和5年度人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な経費を計上。また、処遇改善等加算に関する提出書類を簡素化。 ◇ 地域区分の見直し：令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加。 ◇ 主任保育士専任加算等の要件の見直し：0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。 ◇ 主幹教諭等専任加算の見直し：幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。 ◇ 小学校接続加算の見直し：小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、加算額の見直しを行う。
令和5年度	1,594,794,947千円 (1,656,826,253千円)	◇ チーム保育推進加算の充実：比較的規模の大きな保育所（利用定員121人以上）（※）について、25：1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする。 ◇ 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設：0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。 ◇ 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長：処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。 ◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善：令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3％程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（令和4年度：半年分→令和5年度：12か月分）に必要な経費について計上する。